

おおぶ文化交流の杜図書館の図書館資料の弁償に関する取扱要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、「おおぶ文化交流の杜の設置及び管理に関する条例」第13条に基づき、おおぶ文化交流の杜図書館が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料その他の図書館資料（以下、「資料」という）の弁償の取扱いについて、必要な事項を定めるとする。
- 第2条 利用者が故意又は過失により資料を亡失し、又は汚損・破損した場合は、当該利用者に対し、別紙様式の「資料弁償届」を提出させるとともに、1か月以内に弁償するよう求めるものとする。
- 2 汚損・破損の場合の弁償を求める基準は、別記「弁償を要する資料汚損・破損の基準」によるものとする。
- 3 資料の弁償は、現物により弁償するものとする。ただし、絶版等の理由により現物による弁償が困難な場合は、図書館が指定した価格が同程度の資料で弁償するものとする。
- 4 前項に掲げる方法による弁償が不可能な場合は、現金で弁償することができる。

(弁償の免除)

- 第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には弁償を免除することができる。
- (1) 火災により資料を焼失した場合
- (2) 交通事故又は自然災害により資料を汚損・破損・紛失した場合
- (3) その他館長が必要と認める場合

(弁償期日を経過又は弁償依頼に応じない利用者の取扱い)

- 第4条 弁償が終了するまでの期間、当該利用者に対し、資料の貸出・延長・新たな予約ができないものとできる。

(返還等の請求)

- 第5条 利用者が紛失により弁償した同一の資料又は代替資料は、その後弁償すべき図書館資料が発見された場合であっても返還しないものとする。ただし、館長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。
- 2 利用者が汚破損した図書館資料は、弁償完了後に当該利用者の求めがある場合は、無償で譲渡することができる。
- 第6条 この要綱に定めるもののほか、図書館資料の弁償に関する手続き等の詳細は別に定める。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記

弁償を要する資料汚損・破損の基準

対象：図書館資料(付録含む)

対象外：IC タグ、視聴覚資料のケースだけの破損

1 図書・雑誌(付録含む)

| | 対象 | 状態 |
|-----|----------------|---|
| (1) | 水濡れ・飲食物等の染み | ① 水濡れ等により、複数ページに歪み、または複数ページ波打ちが生じた場合 ② お茶・コーヒー等飲食物により染みなどの汚れが生じた場合 ③ 飲食物やセロテープ・糊等の付着によりページが接着した場合、接着を剥がしたことによりページが欠損した場合 ④ カビが発生した場合 ⑤ 血液、食べかす、ペットの糞尿等、衛生上問題がある汚れが生じた場合 |
| (2) | 資料の一部の汚損・破損・亡失 | ① 破れが複数ページ、数箇所に及ぶ場合 ② 部分的な破れであっても、本文、挿絵、図等が欠落した場合 ③ 修理しても読むのに支障がでる場合 |
| (3) | 書き込み | ① マジック・ボールペン・クレヨン・マーカー・墨・絵の具等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合 ② 鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、書き込み跡が残り利用上支障が出る場合 ③ 鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、消すことによりイラストや文字等に色褪せやページの破損が生じた場合 |
| (4) | 折り癖 | ① 直しても膨らんってしまうほど、資料の形状が変わる場合 |
| (5) | 噛み跡 | ① 乳幼児が噛んだため、噛み跡や傷が生じた場合 ② ペット等が噛んだため、噛み跡や傷が生じた場合 ③ 乳幼児が噛んだため、資料が破損した場合 ④ ペット等が噛んだため、資料が破損した場合 |
| (6) | 異物の挟み込み等 | ① 毛髪等衛生上問題のあるものが挟み込まれている場合 |
| (7) | におい、べたつき | ① 悪臭、香水、タバコ等の臭いが取れない場合 ② 付箋紙等のべたつきが取れない、又は接着剤等の付着によりページの開閉に支障がある場合 |
| (8) | 付録 | ① 紙媒体の付録(型紙・地図等)については(1)～(7)に準じ、弁償が必要とされた場合 ② 電子付録(CD 等)が破損等により、ひびが入ったり、割れたり、形状が元の状態でない場合 ③ 電子付録を再生できない状態になったり、再生機器の故障が生じる恐れのある場合 |
| (9) | 相互貸借資料の汚損・破損 | ① 借用した時の状態と異なる場合は、原則弁償する ② 判断に迷う場合は、借用館に確認して、弁償する ③ 汚損・破損の程度によっては、その利用者の相互貸借の借用資料は当分の間、受付不可とする |

| | | |
|------|-----|--|
| (10) | その他 | ① 軽度な損傷でも、繰り返した場合 ② 利用者の故意又は過失により、利用に供することが困難と館長が判断する場合 |
|------|-----|--|

2 視聴覚資料

- (1) 破損等により、ひびが入ったり、割れたり、形状が元の状態でない場合
- (2) 再生機器で再生できない状態になった場合
- (3) 再生の際に機器の故障が生じる恐れがある場合
- (4) 歌詞カード、解説書等付録の汚損・破損については、1に準じる
- (5) ICタグ、視聴覚資料のケースだけの破損については、厳重注意とする

3 その他

- (1) 上記1、2の基準のうち一箇所以上該当する場合は、弁償の対象とする。
ただし、次の場合は弁償の対象としないことができる。
 - ① 長時間の利用(100回以上の貸出)による経年劣化が原因と考えられる場合
 - ② 修復可能で利用に問題がない場合
 - ③ 弁償に該当しないと館長が判断する場合
- (2) 弁償の判断
 - ① 弁償に該当するか否かの判断は、複数人の協議によるものとする。